

今後の取組みについて

首都直下地震発災時には、膨大な数の避難者や帰宅困難者等の発生とともに、応急住宅等の膨大な需要の発生が予測されている。国や地方公共団体による適切な備えは重要であるが、災害時にそれらの公助による対応だけでは限界があり、事前の準備とともに災害時の対応においても多くを自助又は共助により行わざるを得ないであろう。特に首都直下地震のような巨大災害においては、自助・共助・公助の適切な役割分担の下で、避難者や帰宅困難者等への対策を進めていく必要がある。

専門調査会報告で示された対策は、国、地方公共団体を中心とする行政機関が主体となっていくべき対策が多いが、最終的には個人、企業、学校、地域コミュニティ等が実施しなくてはならない対策が多く、また、対策の実施に際しては、多くの関係者が連携して関与することが通常である。すなわち、行政機関等が行う対策にも、住民や地域社会、企業など個々の関係主体が必要な対応を行っていくことが重要である。

また、専門調査会報告においては、避難者・帰宅困難者等に係る数多くの対策が盛り込まれている。しかし、すべての対策を速やかに実施することは現実的には困難であるため、今後優先して取り組むべき対策について定めていく必要がある。

そこで以下には、今後、それぞれの実施主体が優先して取り組むべきと考えられる対策を示す。

優先して取り組むべき対策

避難者対策

【避難者の数を減らす対策】

○安全が確認された自宅への早期復帰促進のための応急危険度判定等の迅速な実施

- ・ 関係機関と連携して判定士の登録呼びかけを実施
- ・ 判定士の派遣調整方法やロジスティクスの確保策について検討

【避難所の不足への対応】

○避難所への公的施設・民間施設の利用拡大

- ・ 公的施設・民間施設の避難所利用に関する協力要請を実施
- ・ 協力施設を増やすための多様な協力内容を提案

○地方公共団体間の連携による広域的な避難体制の整備

- ・広域的な避難者の移送に関して、対象者の選定、移送先の調整、移送手段等に係る計画を作成
- ・広域的な避難に係る地方公共団体間の調整に必要な基礎データ共有の具体方策を検討

○避難者に対する情報提供体制の構築

- ・想定される場面ごとに提供すべき情報をリスト化
- ・防災情報の規格化
- ・情報提供に必要な資機材の整備等
- ・健康管理に係る情報提供の事前準備

【応急住宅の不足への対応】

○応急修理制度の運用マニュアルや普及啓発資料の作成促進

- ・地方公共団体における応急修理制度の運用マニュアルや普及啓発資料の作成促進

○震災時の民間賃貸住宅の一時提供制度に係る家主等への事前の周知・要請

- ・宅建業団体等や仲介業者を通じて、あるいは直接的な家主への要請により、家主に対して震災時の民間賃貸住宅の一時提供制度の周知と協力依頼を実施

○不動産物件情報流通システムの震災時利用

- ・一時提供制度の協力者情報等の不動産物件情報流通システムへの追加について要請。

○一時提供制度における発災後の対応体制の強化

- ・発災後の空き家・空き室情報の確認体制の強化策や情報確認の効率化策等について検討

○応急仮設住宅の建設用地等の確保

- ・応急仮設住宅の建設用地等として利用可能な用地のリスト化、協定締結の要請、緩やかな協力方法の提案、災害時に有効に活用できる用地の確保

○応急仮設住宅の配分等に関する広域調整

- ・地方公共団体間の応急仮設住宅の配分等について、国と地方公共団体が連携して広域調整の方法を検討

帰宅困難者等対策

【一斉帰宅の抑制】

○複数の安否確認手段を使用することの必要性についての周知・広報

- ・複数の安否確認手段を使用することの必要性について周知・広報を実施

○複数の安否確認手段の使用順位等について家族間であらかじめ決めておくことの重要性の周知・広報

- ・複数の安否確認手段の使用順位等について家族間であらかじめ決めておくことの重要性について周知・広報を実施

○「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

- ・帰宅の際に危険な状況に巻き込まれないようにするとともに、帰宅者の集中による混乱を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知・徹底
- ・発災時における国、地方公共団体、マスコミ等からの呼びかけ原稿を準備

○企業等における翌日帰宅や時差帰宅の促進

- ・できるだけ徒歩帰宅者が一斉に発生するのを防ぐような帰宅パターンをとってもらうよう、企業等に呼びかけ

○企業、学校等における従業員、生徒等の一時収容対策の促進等

- ・発災時には従業員や生徒・児童・園児等を一定期間安全に収容できるようにすることの必要性を明らかにして、わかりやすく周知・広報

○一時滞在施設の指定・確保

- ・公的施設や民間施設と協定等を結ぶこと等による帰宅を断念した滞留者の一時滞在施設の確保の促進

【円滑な徒歩帰宅のための支援】

○徒歩帰宅者に必要な情報の提供

- ・わかりやすい地図案内板の整備、住居表示、信号機への交差点名称の掲示、方面の表示がなされた案内標識の設置、歩道での道路名案内板の設置等の推進
- ・用語の統一や防災情報の規格化を検討

○発災時における道路の混雑状況等の情報収集と提供

- ・車両や徒歩帰宅者による道路の混雑状況等の情報の具体的な収集・提供方策について検討

○駅周辺における混乱防止等のための協議会の設立等

- ・行政、鉄道事業者、駅周辺事業者等が連携して、混乱防止等に対応するための協議会等の設立を促進

○地方公共団体間の連携による徒歩帰宅支援

- ・帰宅支援対象道路の指定の拡大等、広域的な観点から実施すべき徒歩帰宅支援策について、関係地方公共団体が連携して検討。

○公的施設や民間施設の一時滞在施設としての活用

- ・徒歩帰宅者の一時滞在施設として活用可能な公的施設・民間施設との協定締結、活用可能な施設のリスト化、運営マニュアル等の整備の促進

両者に共通する対策

○避難所における帰宅困難者等への対応の明確化

- ・帰宅困難者等の避難所への受け入れの可否、サービスの提供内容、満員となった場合の対応等について、避難所運営マニュアル等において定めておくよう要請